



「海外出張等に係る航空券手配等業務」に係る契約に関する公告

下記の通り公告します。

記

件名: ポーランド政府観光局(以下、発注者)の業務用海外・国内航空券の調達

1. 発注者情報:

名称: ポーランド政府観光局東京支局
住所: 東京都新宿区西新宿 3-4-4 京王西新宿南ビル 7F
電子メール: tokyo@pot.gov.pl

2. 公募の概要:

本公募は、発注者の海外出張等に係る航空券手配等業務を委託する旅行代理店を選定するために行うものです。調達にまつわる条件は次の通りです。

- 1) 航空券は発注者が指定した職員のみが行えるものとします。
- 2) 受注者は発注者の航空券購入に関する問い合わせに対して、少なくとも2パターンの最適なルートを選択し、見積書を発注者にご提出ください。
- 3) 提案を受けたルートと価格を発注者が承諾する場合、電話または電子メールで予約の依頼を行います。
- 4) 発注者との約束期日(予約確定日までに)までに、受注業者は航空券を発行し、発注者に納品します。航空会社が割引キャンペーンを実施している場合、受注業者はその情報を発注者に告知する義務があります。
- 5) 予約変更、キャンセルが発生した場合、発注者は航空券発行前に受注業者に通知する責任を負います。
- 6) 注業者は、発注者に対して予約変更やキャンセルがないかについて確認ができますが、それは必ずしも行う必要はありません。
- 7) 受注業者が発行した請求書に基づき、発注者は3日以内に代金を支払います。
- 8) 発注者キャンセルが発生した場合、受注業者は航空会社にキャンセルを行い、その際、払い戻し金がある場合は、それを差し引き、さらに差額がある場合は発注者が負担するものとします。発注者が、その他のオペレーションコストも負担する場合は、当該航空券の価格を超えられません。
- 9) 受注業者は、半年ごとに発注者への航空券の販売の現況報告書を作成し、発注者に提出する義務を負います。

3. 発注額と渡航先について:

- a) 航空券の予想金額と税金、空港使用料等すべてを含めた金額の限度額は4,800,000円とします。
- b) 発注が予想される目的地は、日本からポーランド各地往復、また日本の国内線を含みます。ただし、これはあくまでも予測であり、変更となる可能性もあり、ほかの目的地への航空券を調達する場合も、受注業者の発券手数料等報酬額の変更はないものとします。

4. 契約期間:

契約は締結日より2024年12月31日まで、または4,800,000円に達するまでのどちらか早い方とします。

5. 応募要件:

当コンペに参加できるのは、次の条件を満たす法人に限るものとします。

Polish National Tourism Office in Tokyo

Keio Nishi Shinjuku Minami Bldg. 7F
3-4-4 Nishi Shinjuku, Shinjuku-ku, Tokyo 160-0023, Japan
tel. +81 3 5908 3808, fax: +81 3 5908 3809, e-mail: info.jp@poland.travel

website: www.poland.travel/ja



- a) 旅行業法第3条の規定に基づき観光庁長官の登録を受けた法人または航空会社であること。
- b) 航空券の発券に必要な知識、経験、および技術的な基盤があること。
- c) 正確かつ迅速にサービスの提供を行うための安定した経営状況にあること。
- d) 本公募の期限までに有効な提案書を提出すること。

6. 提出場所と期限:

- a) 提案書(指定書式での見積書)は、電子メールで miyuki.ishikawa@pot.gov.pl 石川宛に送付してください。
- b) 提出期限 2024年4月30日 17:00 まで
- c) 提案書の有効期限は30日間です。

7. 提案書の評価基準:

発注者は、次の原則に従って提出された提案書进行评估します:

- a) 航空券の発行手数料、税込みで60点
- b) 航空券のキャンセル時最大手数料、税込みで20点
- c) 航空券の変更に対する最大手数料、税込みで20点

評価方法:

a)の場合: 価格 = 最も安い提案書の価格/当該企業の提案価格 x 60;
この項目での最大ポイント数は60です。

b)の場合: 価格 = 最も安い提案書の価格/当該企業の提案価格 x 20;
この項目での最大ポイント数は20です。

c)の場合: 最も安い提案書の価格/当該企業の提案価格
この項目での最大ポイント数は20です。

選択された業者は、提案価格を税込みのJPYで表示し、適用されるあらゆる税金や料金を提示価格に含める必要があります。

8. その他の情報:

- 1) 本手続きには、ポーランド共和国公共調達法(2004年1月29日法律第1843号及びその後の修正)は適用されません。
- 2) 提案書の選定通知は、提案書の受諾を意味しません。
- 3) 発注者は以下の権限を留保します:

- a) いつでも選定手続きを中止すること、また全面的または部分的に無効とすること、または手続きの中止をする権限。
- b) 受注業者の選定を行わずに手続きを終了する権限。
- c) 公示された期日の変更を行う権利。
- d) 手続きの各段階で応募者から詳細な情報や説明を要求する権利。

4) 発注者が3項の権利のいずれかを行使した場合、応募者はコンペ参加に関する情報開示請求を行う権利はありません。

添付ファイル 1: 「海外出張等に係る航空券手配等業務」に受注業者選定に関する情報の和訳

添付ファイル 2: 提案書(日本語併記)

Polish National Tourism Office in Tokyo

Keio Nishi Shinjuku Minami Bldg. 7F
3-4-4 Nishi Shinjuku, Shinjuku-ku, Tokyo 160-0023, Japan
tel. +81 3 5908 3808, fax: +81 3 5908 3809, e-mail: info.jp@poland.travel

website: www.poland.travel/ja